

禁煙外来補助金制度

知っていますか？

日本の喫煙による死者は、毎年12万～13万人

やめたくてもやめられない喫煙は
「ニコチン依存症」という病気です

日本人では20歳より前に喫煙をはじめると、
男性は8年、女性は10年も寿命が短縮します

POINT!

- 喫煙で「集中力が増す」「イライラが消える」は錯覚
- 脳に瞬時に届いて快感物質を出してすぐに消えるニコチンの作用が依存をつくる
- ニコチンは麻薬と同じくらい依存性が高い



◆ 禁煙すると、上限15,000円補助金支給します！

対象者

三越伊勢丹健康保険組合に加入の被保険者
(ご家族・任意継続の方は除きます)

※禁煙宣言書(申込書)の提出から補助金申請時まで、当健保の被保険者であること

実施方法

禁煙外来に通院し、かつ禁煙治療修了者に対して自己負担額以上を補助金を給付します

補助制度

禁煙治療に要した総額(診療代・薬代)から自己負担分5千円を差し引いた額を補助します(ただし、上限を15,000円とする)

1年度に1回、2回目まで自己負担額5千円、3回目以降は1万円

～ 早く禁煙すればするほど、寿命を取り戻せます ～

禁煙治療の流れ(12週間で5回受診)

GOAL!

初回
診療

2回目

3回目

4回目

最終
診療

2週間後

4週間後

8週間後

12週間後

禁煙外来の利用で医療機関でなら
比較的楽に、より確実に禁煙できます

禁煙は周囲への愛

POINT!

- 禁煙外来の利用で、成功率は7～8割
- 禁煙補助薬を使うことで離脱症状が抑えられ、比較的楽にやめられる



禁煙外来補助金制度の申請～治療・補助金支給の流れ

申し込み受付：2024年5月 ～

- ① 禁煙宣言書（申込書）を三越伊勢丹健康保険組合へ提出
- ② 禁煙外来を受診（12週間で計5回の通院と服薬の開始）
- ③ 治療費・薬代の「領収証」と「診療明細書」を保管しておく
- ④ 禁煙外来治療終了後1か月以内に「禁煙治療終了証明書 ※1 」
ならびに 「禁煙治療費用補助金申請書 ※2 」を健保組合へ
提出

※1 医療機関から「禁煙外来終了証等（終了証明書・卒煙証明書）が発行された場合はそちらを提出

※2 領収書（治療費・薬代）と診療明細書を添付する

- ⑤ 三越伊勢丹健康保険組合による審査
- ⑥ 補助金の支給（補助金申請書の提出後3～4か月以内）

【注意点】

- ✓禁煙外来治療開始から補助金の申請まで、継続して当健康保険組合に加入していない場合は、支給対象となりません。
- ✓領収書および診療明細書の添付がない診療分については、補助金を支給いたしません。
- ✓禁煙外来治療は途中で転院できません。
- ✓領収書の額に禁煙外来以外の治療費が含まれている場合、その額を除いて補助金を支給いたします。

＜書類送付先＞ ※店内便も可
三越伊勢丹健康保険組合
東京都新宿区新宿5-17-18 H&Iビル
TEL: 03-5273-5102



禁煙宣言書（申込書）

私はニコチン依存症であることを認識し、喫煙の害
ならびに禁煙の効果を十分に理解した上で、
禁煙することを宣言します。

2024 年 月 日

社名：

所属：

部署：

氏名：

記号：

番号：

＜書類送付先＞ ※店内便も可
三越伊勢丹健康保険組合
東京都新宿区新宿5-17-18 H&Iビル
TEL: 03-5273-5102

禁煙外来治療終了証明書

下記の者は、禁煙外来を保険適用で受診し、治療を終了しました。

受信者氏名	
生年月日	昭和 年 月 日 平成
保険証番号	記号： 番号：
治療期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

医療機関 名称	
所在地	
医師名	印
証明日	令和 年 月 日

※この書類は医療機関から「禁煙外来終了証等（終了証明書・卒業証書）」が発行された場合は提出不要です。なお、証明書は医療機関で記入してもらってください。

＜書類送付先＞ ※店内便可
三越伊勢丹健康保険組合
東京都新宿区新宿5-17-18 H&Iビル
TEL: 03-5273-5102

※健保記入欄

決済金額	円	常務理事	事務長	担当
決済日				

禁煙治療費用補助金請求書

三越伊勢丹健康保険組合 御中

禁煙外来治療全5回を受診し、禁煙治療が終了したため補助金を請求いたします。

請求日	年	月	日
-----	---	---	---

被 保 険 者	記号		番号		会社名	
	氏名 (自署)				所属部署	
	住所 連絡先 (携帯等)	〒 TEL ()				

【添付書類】 禁煙外来治療領収書・明細書（各 5 回分）

【補助金の支給方法】 補助金申請書の提出後 2 ～ 3 ヶ月後以内に、給与に合算して振り込みます

委任状

本請求に基づく支給金に関する受領を、所属会社に委任します
被保険者（請求者）

住所

氏名

＜書類送付先＞ ※店内便可
三越伊勢丹健康保険組合
東京都新宿区新宿5-17-18 H&Iビル
TEL: 03-5273-5102

三越伊勢丹健康保険組合

【注意点】

- ✓禁煙外来治療開始から補助金の申請まで、継続して当健康保険組合加入していない場合は、支給対象となりません。
- ✓領収書および診療明細書の添付がない診療分については、補助金を支給いたしません。
- ✓禁煙外来治療は途中で転院できません。
- ✓領収書の額に禁煙外来以外の治療費が含まれている場合、その額を除いて補助金を支給いたします。

【領収書・診療明細を添付】

※健保使用欄

添付書類	チェック欄	治療費合計金額
・禁煙外来治療終了証		円
・領収証（５回分）		健保組合補助金額
・診療明細書（５回分）		円

＜書類送付先＞
※店内便も可
三越伊勢丹健康保険組合
東京都新宿区新宿5-17-18 H&Iビル
TEL: 03-5273-5102